



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://zeisou.net/>

第 222 号

令和 3 年 8 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



旧門司税関

旧門司税関は明治42年（1909）に門司税関が発足したのを契機に、明治45年（1912）に煉瓦造り瓦葺2階建構造で建設されたものです。昭和初期までは、税関庁舎として使用されてきました。平成6年に北九州市が赤煉瓦を特注し、建物の復元を行いました。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所 〒801-0863 門司区栄町2番3号ニッチクビル3階 TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所 〒802-0081 小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階 TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所 〒802-0804 小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階 TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所 〒808-0034 若松区本町3丁目11番1号バイサイドプラザ若松本館4階 TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所 〒805-0061 八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階 TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所 〒807-0856 八幡西区八枝3丁目7番19号 TEL 603-4777 FAX 603-4779

令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

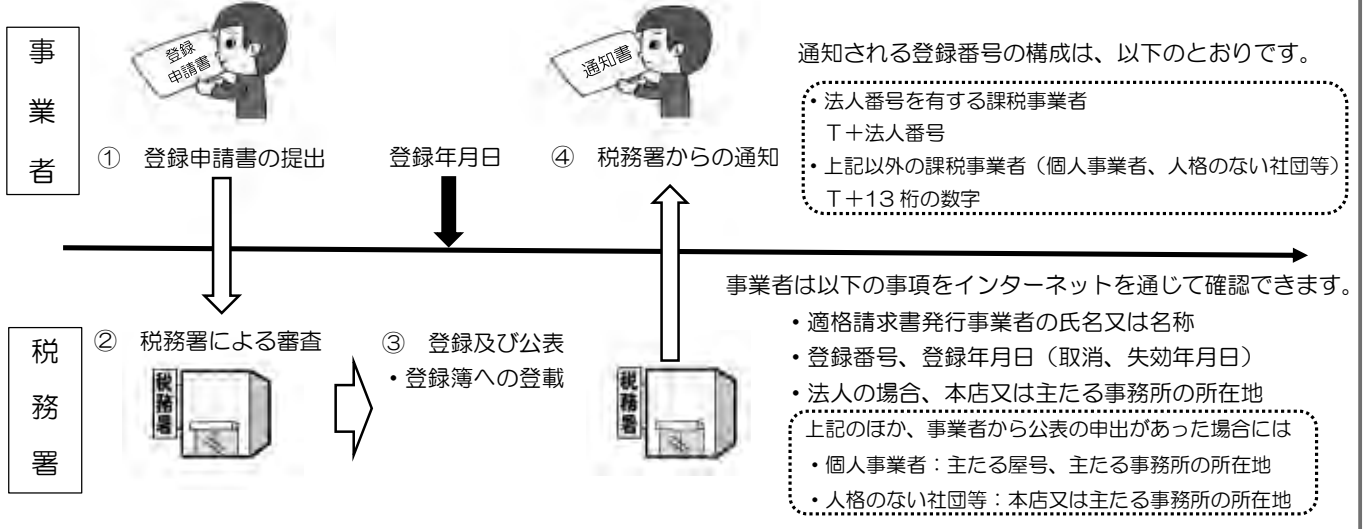
※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません**。

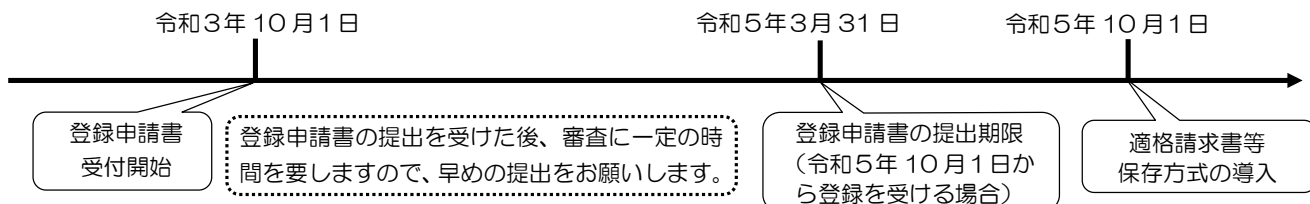
※ **適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。**

～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～



《登録申請のスケジュール》

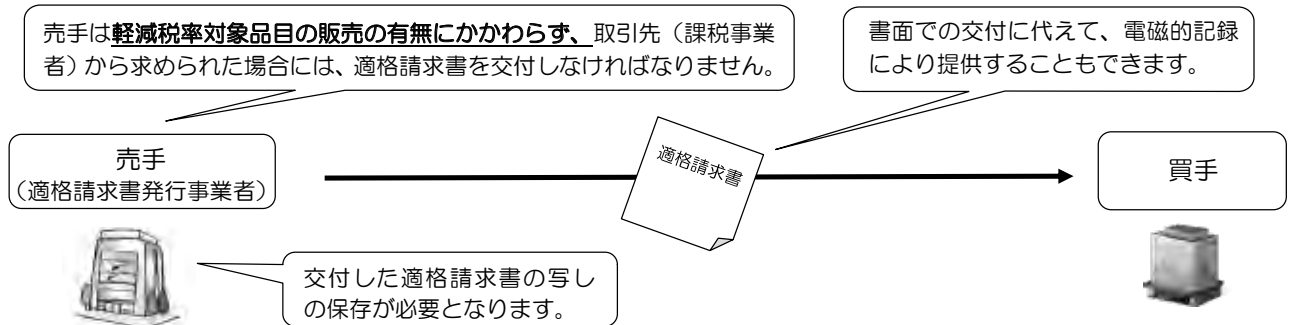
登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合（下記(2)参照）を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、**適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



- (注) 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
 2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
 (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
 (2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

(1) 適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **消費税額等**（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) **適格簡易請求書の記載事項**は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中		⑥ 請求書	
②		××年11月分	
11/1	牛肉 ※	5,400円	
11/2	小麦粉 ※	2,160円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600円	
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
			うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円)		⑤	消費税 4,000円
(8%対象 40,000円)			消費税 3,200円
④		①	
		△△(株)	
		登録番号 T1234567890123	

(2) 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方が適格請求書発行事業者である場合**には、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

6月に下記の税務相談所で専担税理士が
交代いたしました。よろしくお願ひします。

(所 属)	(氏 名)
本部長	なか 中 むら 邑 かず 和 とし 稔 税理士
本部長補佐	の 野 むら 村 まさ 真 ひろ 宏 税理士
小倉税務相談所	の 野 むら 村 まさ 真 ひろ 宏 税理士
小倉南税務相談所	おち 落 あい 合 ひろむ 弘 税理士
八幡税務相談所	き 木 むら 村 さとし 聡 税理士
八幡西税務相談所	なか 中 やま 山 じゅん 淳 税理士
若松税務相談所	に 仁 ぶ 部 よし 義 ひろ 宏 税理士

来所時のお願い

- ☆ マスクの着用をお願いします
- ☆ 手指の消毒をお願いします
- ☆ 体調の思わしくない時、同居ご家族が新型コロナウイルス感染、インフルエンザ感染している場合は来所前にご相談ください



新型コロナウイルス感染予防のためご協力お願いいたします